

(設置)

第1条 本市における国際交流の総合的な推進を図るため、新居浜市国際都市づくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、市長に対して意見を述べることができる。

- (1) 「新居浜市国際交流基本計画」に関すること。
- (2) 国際交流事業の推進に関すること。
- (3) 国際交流に関すること。
- (4) その他国際都市づくりに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について、市長が委嘱する。

- (1) 市民活動団体関係者
- (2) 企業関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による市民

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱されたときの要件を欠いたときは、その委員は、委員を辞したものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、国際交流推進担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年6月8日から施行する。

(新居浜市国際交流懇談会要綱の廃止)

2 新居浜市国際交流懇談会要綱(平成2年制定)は、廃止する。

新居浜市国際都市づくり委員会委員

選出区分	氏名	選出母体等	役職
市民活動団体	加藤 彪	新居浜市連合自治会から推薦された者	副会長
//	野村佳代子	新居浜市女性連合協議会から推薦された者	
//	定岡 優	ライオンズクラブから推薦された者	
//	三木由紀子	愛媛SGGクラブ新居浜支部から推薦された者	
//	真鍋 英子	新居浜ガイドクラブから推薦された者	
//	土井美智子	にいはま日本語の会から推薦された者	代表
//	田窪 秀道	新居浜市体育協会から推薦された者	理事長
//	篠原 雅士	新居浜文化協会から推薦された者	副会長
//	天野 淳	新居浜青年会議所から推薦された者	理事長
//	中田 晃	新居浜市日中友好協会から推薦された者	会長
企業関係	吉田 達哉	新居浜商工会議所から推薦された者	吉田塗装工業 (株)代表取締役
//	宇野 章	新居浜商工会議所から推薦された者	東和工業(株) 取締役
//	松木 敏幸	住友化学(株)から推薦された者	総務部 課長
学識経験者	合田 仁千	新居浜商工会議所から推薦された職員	事務局長
//	吉本さやか	新居浜市観光協会から推薦された者	
//	伊藤 公一	新居浜市PTA連合会から推薦された者	会長
//	平塚 敏明	新居浜市高等学校協議会から推薦された者	
//	山内 隆夫	新居浜市中学校長会から推薦された者	会長 (中萩中学校)
//	栗田 敬子	新居浜市教育委員会から推薦された者	教育委員長
//	早瀬 伸樹	新居浜工業高等専門学校から推薦された者	国際交流推進 室長
//	渡辺 千景	新居浜市の健康推進事業に携わる者	
//	伊藤バーバラ	新居浜市の国際化に携わる者	
//	伊藤 勝一	新居浜市医師会から推薦された者	愛媛県立新居浜 病院事務局長
公募委員	佐々木佐知子	公募による委員	
//	張 永慶	公募による委員	